



平成 24 年 5 月 22 日

各 位

会社名 株式会社 クレオ

代表者名 代表取締役社長 林 森太郎

(JASDAQ・コード 9698)

問合せ先 執行役員経営管理室長 雨田 高志

TEL 03-5769-3640

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、会社法第 370 条の規定に基づき、取締役会を開催することなく、書面による提案を行い、平成 24 年 5 月 22 日までに全取締役より書面による同意を取得し、平成 24 年 6 月 20 日開催予定の第 39 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本提案に関し、監査役からの異議はございませんでした。

### 記

#### 1. 定款の一部変更の主旨及び目的

当社は、機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当などを取締役会決議により行うことが可能となるよう定款変更案のとおり定款規定を新設し、併せて新設規定と重複する現行定款規定を削除するものであります。

なお、新設規定は第 39 条【剰余金の配当等の決定機関】、第 40 条【剰余金の配当の基準日】であり、新設規定第 39 条内に記載されている会社法第 459 条第 1 項各号の規定によって定款の定めにより取締役会で決定する事ができる事項の概要は次のとおりとなります。

- ・株主との合意による自己株式の取得（特定の株主からの取得を除く）
- ・準備金の額の減少（欠損てん補額を超えない場合に限る）
- ・剰余金の処分による損失の処理、任意積立金の積立て等
- ・剰余金の配当（金銭以外の配当であり、株主に対して金銭分配請求権を付与しない場合を除く）

上記新設規定により、取締役会決議によって市場から自己株式を取得する事ができるため、重複となる現行定款規定第 9 条【自己株式の取得】、同様に新設規定と内容が重複する現行定款第 40 条【剰余金の配当】、現行定款第 41 条【中間配当】を削除するものであります。

また、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款規定 20 条【取締役の任期】につき所要の変更を行うものであります。

併せて、平成 23 年 6 月 16 日開催の第 38 回（期）定時株主総会において選任された取締役の任期、および剰余金の配当等に係る決議機関等の変更の効力発生時期に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。（下線部分に変更部分であります。）

現行定款	変更案
第1条 ～ 第8条 (略)	第1条 ～ 第8条 (現行どおり)
<p><u>第9条【自己株式の取得】</u> 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会議の決議をもって、自己株式を取得することができる。</p>	(削除)
第10条 ～ 第19条 (略)	第9条 ～ 第18条 (現行どおり)
<p><u>第20条【取締役の任期】</u> 1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p>	<p><u>第19条【取締役の任期】</u> 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p>
第21条 ～ 第39条 (略)	第20条 ～ 第38条 (現行どおり)
(新設)	<p><u>第39条【剰余金の配当等の決定機関】</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p>
(新設)	<p><u>第40条【剰余金の配当の基準日】</u> 1. 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p><u>第40条【剰余金の配当】</u> 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。</p>	(削除)
<p><u>第41条【中間配当】</u> 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録ある株主等に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。</p>	(削除)
第42条 (略)	第41条 (現行どおり)
(新設)	<p>附則</p> <p><u>第1条</u> 第19条の規定にかかわらず、平成23年6月16日開催の第38回(期)定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成25年開催の定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>第2条</u> 第39条の変更は、平成25年開催の定時株主総会終結の時をもって、効力が発生するものとする。</p> <p><u>第3条</u> 本附則第1条から本条までの規定は、平成25年開催の定時株主総会終結の時をもって、これを削除する。</p>

3. 定款変更の効力発生日(予定) 平成24年6月20日

以上